



部落差別の解消の推進に関する法律



いま、そして
未来のために
知ってください！

この法律は
みんなの
ものです。

～部落差別解消推進法～ ができました！！

平成28(2016)年12月9日成立・同16日施行 裏面に「部落差別解消推進法」の条文を掲載しています。

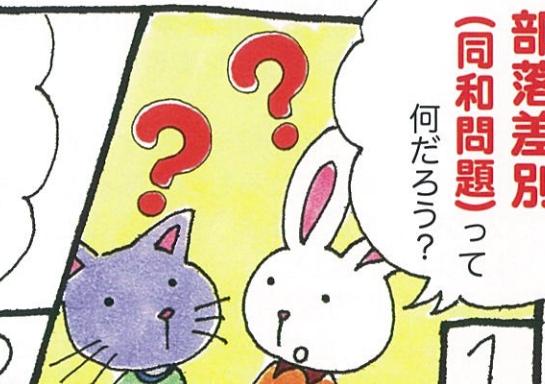
部落差別 (同和問題)って 何だろう?

重大な人権問題

です。

日本国民の一部の人々が
長い間、経済的、社会的、
文化的に低い状態を強い
られ、日常生活の上で
様々な差別を受ける
など、我が国固有の

日本の長い歴史の
中で形づくられた
身分制度や
人々の意識
のもとで
受けている差別により、



部落差別
(同和問題)は、
今もまだある
んでしょう？

部落差別解消推進法

それをなくすために
できる法律が
できただんじょ！

他にも、土地差別や、
身元調査などの
事案があつたり
するつて聞いたよ！

その認識のもと、
その解消のための
基本理念と行政の
責務を定めています！

残念ながら、今もなお
差別発言、差別的な
内容の文書の送付、
インターネット上
で差別を助長する
ような内容の書き込みが
あつたり…



部落差別解消 推進法は

そうです！

深めるよう努めることで
実現することを
めざしているのです！

また、部落差別の解消の
必要性について
国民の理解を

との認識のもと、
その解消のための
基本理念と行政の
責務を定めています！

今もなお部落差別が
存在することを認め、
すべての国民の
基本的人権
を保障する



部落差別(同和問題)
の理念に
のつとり、
部落差別は
許されない
ものである

部落差別(同和問題)
の正しい理解を広めるとともに、
一人ひとりの人権が尊重
される社会の実現のために、
次のことに取り組みます。

穴粟市の取組について
教えて欲しいな！

- ◆相談体制の充実
(相談窓口の設置、法務局
との相互協力)
- ◆部落差別を解消するための
教育及び啓発
(ホームページ・広報の充実、
啓発用パンフレットの作成、
配布)

部落差別(同和問題)
の正しい理解を広めるとともに、
一人ひとりの人権が尊重
される社会の実現のために、
次のことに取り組みます。

6

部落差別(同和問題)をはじめ人権に関する相談

法務省みんなの人権110番 ☎0570-003-110 (平日8:30~17:15)

※インターネット人権相談窓口(24時間受付) <http://www.jinken.go.jp>

穴粟市人権推進課 ☎0790-63-0840 fax0790-63-0841 (平日8:30~17:15)

〒671-2576 穴粟市山崎町鹿沢65-3 穴粟防災センター2階

※メール相談 shiminsodan-kk@city.shiso.lg.jp

不当な差別をなくし、一人ひとりの人権
が尊重される社会の実現をめざすために、
平成28年度には上記のほか、「障害を理由
とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)」(4月)、「本邦外出身
者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
取組の推進に関する法律(ヘイトスピ
ーチ解消法)」(6月)等の、人権の保護に関
する重要な新法が施行されています。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。